

UNEPとILECとの覚書（素訳）

国連環境計画（以下UNEPという）は、地球および地域レベルで環境分野における国連の主導的な機関であり、その使命は、未来の世代を犠牲にすることなく国家や人々が自分たちの生活の質の向上ができるように、地球環境を展望するとともに、国家や人々を鼓舞し、情報提供することによって環境保全におけるリーダーシップを発揮し、パートナーシップを奨励することにある。その地球規模での主要な使命は、生物多様性や淡水など自然と天然資源を地球規模で保全、保護、維持していくことにある。さらにUNEPは、淡水湖沼・貯水池流域を含む水資源の持続的な環境保全に重要な貢献をするという目標を有している。

中でもUNEP-DEWA（早期警報環境アセスメント局）は、世界の生物多様性、淡水資源など自然とその資源を保全、保護、維持するために必要とされるデータや情報を提供するための科学ならびに科学的な評価を主導する使命を有している。

国際湖沼環境委員会（以下ILECという）は、1984年に大津（日本）で開催された第1回世界湖沼会議の閉会時における元事務局長ムスタファ・トルバ氏の呼びかけに応えるために滋賀県1986年に設立されたものであり、環境保全と持続的な開発の調和を達成するための合理的な方法に関する調査や研究を促進し、湖沼管理に関する知識を世界に普及することを通じて、世界の湖沼環境保全と環境上適正な管理の促進に向けて国際的な協力を推進することを継続的な使命としている。

UNEPとILEC（以下“両者”という）は、世界の生物多様性、淡水など、自然と天然資源の保全・保護・育成・維持に関して共通の目的と目標と共有するものであり、それは世界の湖沼の重要性を広範囲の人々が認識するための手段の一つとして、湖沼とその流域に関する地球規模の理解を達成するというUNEPの重要な課題に合致するものである。

思い起こせば；

- 1) ムスタファ・トルバ氏は、“淡水湖沼/貯水池流域の持続的な環境管理に重点をおいて、湖沼とその流域に関する地球規模での理解を達成するだけでなく、研修や研究を進め、情報の収集とその伝達を図り、世界の湖沼の重要性について広範な人々の認識を深めることが必要である”という重要な問題意識を表明されたのである。
- 2) 両者は、湖沼や貯水池の持続的な管理に焦点を当てた多くの共同プロジェクトを実施してきた。ILECによって開始され、UNEPの技術的・資金的な協力のもとに実施された“世界湖沼の現状調査”はそのひとつで、その成果は“世界湖沼データブック”として発行された。また湖沼や貯水池の研究や管理に関する一連のガイドラインブックを作成するとともに、特に滋賀県にUNEP-IETCが設立された後には、淡水湖沼流域における特定の課題に関するさまざまな報告書が作成された。
- 3) 両者は、2001年に琵琶湖の湖畔で開催された第9回世界湖沼会議において世界湖沼ビジョン策定に向けた共同の取組みを開始し、2003年の第3回世界水フォーラムの場で成功裏に発表するとともに、さらに統合的湖沼流域管理（ILBM）につながる基本的概念の枠組みを構築する共同の努力を積み重ねた。
- 4) ILBMという概念は、GEFが支援しILECが実施機関となって、世界の28湖沼の流域

管理に関する経験や教訓を詳細に調査・分析したGEFプロジェクト「湖沼流域管理イニシアティブ」から生まれたものであり、プロジェクトの最終報告書は2005年にナイロビ(ケニア)で開催された第11回世界湖沼会議において当時のUNEP事務局長を通して世界に公表された。

- 5) ILBMは、世界湖沼ビジョンや個々の湖沼ビジョンを実現する有益なプラットフォームであるだけでなく、湖沼を含む静水の持続的な利用、保全、管理に関する複雑な諸課題に対応していくための重要な補完的概念として、重要な国際的な報告書、例えば、UNEPの“地球環境展望第4版”(GEO-4)や国連の水に関する“第3回世界水開発報告書”などにおいて認識され始めている。
- 6) 地球上の液状淡水の90%が静水として存在すること、またこのような静水は地球温暖化の影響に対して最も脆弱なシステムである。

以上の点に留意し、両者は、ILBMの広範な普及に取り組むとともに、湖沼流域の評価や管理の経験の共有を進めることに両者が共同であらゆる努力をすることに同意するものである。

このような背景を踏まえ、両者は、このMOUに基づいて以下のように協力することを決定した。

第1項 解釈

1. このMOUの付帯資料はこのMOUの一部とみなされる。特別な事情が無い限り、このMOUへの照会には付帯資料を含むこのMOUへの照会と解釈され、このMOUの条項に従って有効であり、また修正される。
2. このMOUに応じて活動、プロジェクト、プログラムが実施される場合には、両者の間で適切な法的合意に至ることが必要である。
3. このMOUは、口頭、書面にかかわらず、関連する主題についての従前のMOU、連絡事項、申し入れ事項に優先する。

第2項 目的

1. このMOUの目的は、生物多様性を含む世界規模での自然と天然資源の保全、保護、育成、維持に関して、両者の協力と理解の枠組みを提供するとともに、目的や目標をさらに共有し、両者の協力を促進することにある。
2. 上記の目的は以下のことをとおして達成される。
 - ① 両者の間で定期的に対話を行なう。
 - ② 第2項、第3項で述べられる共同の活動、プロジェクト、プログラムを定義し、実施するために、両者間で個別に法的文書を取り決める。

第3項 協力分野

1. 協力分野はこのMOUに示される協力の枠組みを通じて互いの合意によって決められる。このMOUに基づく方針や優先事項は第4項に基づき、両者によって毎年見直すことができる。これにより、環境ならびに持続的な開発の分野において新たに発生する問題により柔軟に対応できる。
2. 継続的な協力と協働の精神に則り、両者は、このMOUの包括的なテーマとして以下のとおり合意した。
 - a. I L B Mの開発、普及、実施および改良に関する継続的な協力
 - i) I L B Mを有効に実践していくためのガバナンスと社会経済に関する広範な課題の明確化、およびそれらの諸課題をI L B Mの枠組みの中で解決していくための方策の確定とその評価に関する継続的な協力。
 - ii) 世界各地の水システム保全活動の手引きとなるようなI L B Mに関する知識、データ、実施事例（地域固有の情報を含む）の発掘、収集、分析、とその普及にかかわる継続的な協力。
 - b. 湖沼・貯水池の環境およびガバナンスに関する諸問題を特定、評価、解決するための科学的な評価手順、方法、および指標の策定に向けた協力。
 - c. GEF-UNEP 越境水域評価プログラム（TWA P）や、湖沼や貯水池を含むその他の同様な取り組みに例示されるような、両者にとっての関心である国際および越境流域水プログラムにおける湖沼・貯水池部分の共同実施。
 - d. 有益性を考慮したうえで I L E C 主宰の世界湖沼会議（WLC）において上記の取り組みや活動に関する情報の伝達や統合を進めるための共同セッションを開催するなど、両機関の使命や業務に関係する、あるいは適合する国際的、国、地域レベルの水に関わる重要な取り組みや活動に取り組むための協力や共働。
 - e. U N E PおよびI L E Cにおいてこれまでに作成された情報や資料の中で、湖沼や貯水池にかかわる地域、国、地球規模のプロジェクトやプログラムを実施するために有用なものについての共同利用。

上記で特定された項目はすべての協働・協力の可能性を網羅するものではなく、また両者にとって関心のある新たな活動やプログラムを提案し、あるいは取り組むことを制限するものではない。

第4項 協力の進めかた

1. U N E PとI L E Cは、第3項で示された協力分野について、予め両者で議題に合意したう

えで、定期的に話し合い、共同プロジェクトの策定や進行状況の確認を行なう。このような会合は、毎年最低1回は開催され、その中で、

- a. この覚書の目的を進めるための技術的、あるいは法的な取り決めについて討議するとともに、
- b. 上記第3項に示された重点協力分野における I L E C の分担業務の進行を別に定められた法的な取り決めに従って検討する。

2. 上記で定められた範囲において、特定地区、国、地域における活動の準備など、協力分野における重点事項に取り組むために、U N E P の関連部局と I L E C によって、必要に応じ、暫定的に両者の会合を、事務レベル、あるいは専門家同士で開催することも可能である。
3. 重点分野の中で合意された活動・プロジェクト・プログラムの実施にあたっては、U N E P と I L E C はそれらに取り組むために適切な法的な取り決めを定める。このMOUのもとで協力分野を決めるにあたっては、関連する分野における I L E C の対応可能な地理的範囲、実行能力や経験などが考慮される。
4. このMOUが目的とするような政策に関係する会合を外部機関と開催する場合、必要に応じてU N E P を招待することとする。

第5項

パートナーとその職員の地位

1. U N E P と I L E C は、I L E C が U N E P を含み国連とは全く別の異なる機関であることを認識・了解する。このMOUに従って事業活動を実施するために I L E C が雇用した人員並びに、I L E C の従業員、職員、代表者、代理人、契約者は、如何なる目的、如何なる意味においてもU N E P を含む国連の従業員、職員、代表者、代理人、契約者ではないし、U N E P をサービス国連の従業員、職員、代表者、代理人、関連機関は、如何なる目的においても I L E C の従業員、職員、代表者、代理人、関連機関とみなされることはない。
2. I L E C の如何なる代理人、従業員は、如何なる意味でもU N E P の代理人ならびに職員とはみなされない。I L E C は、その職員に対して、彼らは I L E C の職員であって、U N E P は彼らに支払われるべき給与、賃金、保険、各種手当などについて責任が無いことを書面で知らせる必要がある。I L E C の職員に対する給与、賃金、保険、手当、また特に限定しないが、退職、離職などに伴う支払いについては、すべて I L E C のみが責任を有するものであり、U N E P は、これらについては口を挟まないし、また責任を有するものではない。

第6項

資金拠出

1. U N E P も I L E C も、このMOUの範囲内の活動であってもどちらか一方の名前あるいは

一方を代表する形で第3者と共同で実施される活動については資金を拠出する必要はない。

第7項 紛争の解決

1. このMOUに起因あるいは関連して発生する紛争はUNEPとILECの間で友好的に解決される。万が一有効的な解決に至らなかった場合の紛争の処理については、どちらか一方の要求に基づいて、その時点で主流となっているUNCITRAL(国連国際商取引法委員会)の規則に伴って解決される。

第8項 公式紋章・ロゴマーク

1. UNEPもILECも、両者が作成する出版物や書類著作において、略号を含み、他者、およびその附属機関、関係機関、認証機関などの名前、ロゴマーク、商標を使用する場合は、個々に書面による他者の承諾を必要とする。
2. 商業目的の活動のために、UNEPの名前やロゴマーク、あるいはその略記号などを使用してはならない。

第9項 知的所有権

1. このMOUに基づいて別途定められる法的な取り決めにしたがって実施される活動の中から生まれる事業や便益に関連する知的所有権については、必要に応じて、互いに協議するものとする。

第10項 通知・修正

1. このMOUを執行するために必要と考えられる変更について提案や申し入れがある場合、当該機関は一ヶ月以内に書面で相手機関に通知するものとする。
2. 上記条項に基づく通知を受領した機関は、その申し入れや提案事項について合意を目指して互いに協議する。
3. このMOUは、両者の同意によってのみ修正され、書面で確認する。

第11項 国連機関の特典・免責事項

1. このMOUとそれに関連する何事も国連およびその付属機関の有する特典や免責事項の放棄、表明、表示とはなるものではない。

第12項 終了

1. このMOUは、一方の機関が、他方の機関に対して書面にて一ヶ月前にその旨を通知することによって終了する。
2. 特に他の取り決めが無ければ、このMOUに伴う法的な取り決めのもとで定められた権利や義務は、このMOUの終了と共にその効力を失う。

第13項 有効期間

1. このMOUは、署名者の署名日に効力を発し、上記第12項によって終了されないかぎり2013年まで有効である。ただし、MOUの内容は2年ごとに見直すものとする。

以上について、UNEPとILECの然るべき権限を有する代表者が下記に署名する。

国連環境計画（UNEP）

（財）国際湖沼環境委員会（ILEC）

Peter T. Gilruth

早期警報環境アセスメント局長

署名日 2011.4.13

浜中 裕徳

理事長

署名日 2011.4.13